
令和2年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第11日)

令和2年9月18日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和2年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第62号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第73号 対馬市立博物館条例
- 日程第3 議案第75号 対馬市犯罪被害者等支援条例
- 日程第4 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第5 議案第80号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第81号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて(貝鮒海岸)
- 日程第7 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第83号 財産取得契約の締結について
- 日程第9 議案第84号 財産の無償貸付について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第62号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第73号 対馬市立博物館条例
- 日程第3 議案第75号 対馬市犯罪被害者等支援条例
- 日程第4 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第5 議案第80号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第81号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて(貝鮒海岸)
- 日程第7 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第83号 財産取得契約の締結について

日程第9 議案第84号 財産の無償貸付について

日程第10 委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急
激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

出席議員（17名）

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	7番 渕上 清君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員（2名）

6番 吉見 優子君	8番 黒田 昭雄君
-----------	-----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君

観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。吉見優子君並びに黒田昭雄君から欠席の届出があつております。

ただいまから、議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第62号

日程第2. 議案第73号

日程第3. 議案第75号

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）から日程第3、議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例までの3件を一括議題とします。

議案第62号は各常任委員会に分割付託、議案第73号は産業建設常任委員会、議案第75号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員会の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第62号及び議案第75号の2件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月11日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入は、11款地方交付税で、普通交付税の追加、15款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症対策補助金の追加、16款県支出金で、輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金の計上、21世紀まちづくり推進総合支援事業補助金の追加、19款繰入金で、合併振興基金繰入金の減、20款繰越金で、前年度剰余金の追加が主な補正であります。

次に、歳出は、2款総務費で、被災地支援旅費、航空事業者経営支援負担金、交通事業者事業継続等支援事業奨励金及び対馬の水産加工品を海外へ輸出するため、HACCP対応の施設設備を行う事業者へ費用の一部を補助する飲料産業・6次産業化交付金の計上、CATV設定業務委託料及び住んでよし・訪れてよしのまちづくり応援事業補助金の追加、4款衛生費で、テレビ会議システム構築委託料及び新型コロナウイルス感染症の軽症者等の搬送用車両購入費の計上、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る消耗品費及びサーモグラフィーカメラ購入に係る備品購入費の追加、10款教育費で、対馬ギターフェスティバル開催事業委託料の計上、学校浄化槽フロア等修繕料及び小荷物専用昇降機修繕工事のための工事請負費の追加、対馬藩関連遺産群保存整備事業見直しによる委託料の減が主な補正であります。

次に、議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例について、近年、様々な犯罪等が後を絶たず、被害に遭われた方やその家族・遺族の方の多くは、十分な支援が受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、本市においても、犯罪被害者等の方々への支援を総合的に推進していくため、対馬市犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第62号及び議案第75号の2件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 厚生常任委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第62号の1件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、個人番号カード交付事業補助金の追加、住民基本台帳システム等の改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上、生活保護関係システム及び医療レセプトシステムの改修・保守に係る生活保護適正化事業補助金の追加、16款県支出金で、介護職員初任者研修事業に係る地域医療介護総合確保基金事業補助金の計上などが主なものであります。

歳出は、2款総務費で、滞納整理システムの動作環境の強化及び令和3年度からの税制改正に対応するためのシステム改修委託料の追加、国外でのマイナンバーカードや公的個人認証（電子証明書）の利用対応に係るシステム改修としてマイナンバー制度対応システム整備委託料の計上、3款民生費で、障害者自立支援給付における審査支払等のシステム改修及び生活保護法の改正に伴う委託事務費等の計算機能追加に係る生活保護電算システム改修委託料の計上、上対馬町芦見のデイサービスセンター合歓の木園及び上対馬町玖須のデイサービスセンターなるたき園の浄化槽の補修に係る修繕料の計上、4款衛生費で、乳児を対象としたロタウイルスワクチンの定期予防接種に係る委託料の追加などが、今回の補正の主な内容であります。

以上、本委員会に付託されました議案第62号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第62号及び議案第73号の2件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月10日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、大部委員は欠席でしたが、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入については、15款国庫支出金で、1項4目災害復旧費国庫負担金の追加、16款県支出金で、2項4目農林水産業費県補助金の有害鳥獣被害防止対策事業補助金の追加、同項9目災害復旧費

県補助金の計上、17款財産収入で、市有林の立木売却収入の追加、22款市債で、厳原港国際ターミナルビル建設に伴う土木債及び災害復旧債の追加、サイクリングイベント事業債及び博物館建設事業債の減額が主な補正であります。

歳出につきましては、農林水産部関係で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営の安定を図る措置として農林業体験型施設運営継続助成金、しいたけ生産活動継続支援補助金の計上、有害鳥獣被害防止対策としてツシマジカ4,100頭、イノシシ3,000頭分の捕獲補助金の追加、出荷が停滞しているマグロ養殖経営者に飼料代金の一部を助成するマグロ養殖出荷調整支援事業、アナゴ、マグロを学校給食に提供する学校給食水産物提供事業、7月の梅雨前線豪雨により被災した農林水産施設の復旧工事費の計上が主なものであります。

建設部関係では、厳原港新国内ターミナルの落成に伴う管理経費、厳原港国際ターミナルビル建設事業の1期工事費、7月・8月の豪雨により被災した道路、河川の復旧工事費の計上が主なものであります。

観光交流商工部関係では、金田城を核とした観光づくり事業としての歴史資産活用事業委託料、行っ得長崎のしまクーポン券と行っ得つしまクーポン券を組み合わせて新たに行うしま旅滞在促進事業負担金の計上、朝鮮通信使資料館のアスベスト除去工事費の追加、サイクリングイベントの中止に伴う補助金の減額、旧長崎県対馬歴史民俗資料館の解体に伴い、アスベストの含有調査と除去工事が必要となり、令和2年度内の工事完成が見込めないため、博物館建設事業の工期延長に伴う建設工事費の減額が主なものであります。

議案第73号、対馬市立博物館条例については、現行の対馬市立博物館設置条例の全部を改正するものであり、題名を対馬市立博物館条例に改め、趣旨、博物館の位置、実施する事業に関する規定に加え、博物館の運営に必要な基本的事項を規定しようとするものであります。

最後に、本委員会としましては、学校給食水産物提供事業、農林業体験型施設運営継続助成金等の農林水産物の流通に関する取扱いについては、今後の市内の流通システムへの影響を考慮し、より詳細に検討する必要があるため、所管事務調査を行うことといたしました。

以上、本委員会に付託されました議案第62号及び議案第73号の2件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員会報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 何点かお尋ねをさせていただきます。

博物館の第2工区についてですが、全協でもお話がございましたけれども、このアスベストが含まれているということで、調査、除去関係で、工期が約1年延びるということでございます。

まず、3点、これはお尋ねいたします。

私どもが頂いているこの工程表があるんですが、これからしますと、今が9月ですから、もう解体がほぼ半ばぐらいだと思うんですが、今回の石綿調査関係が出たということは、この時点において、当然お金がかかることですから、契約変更がなされた後に工事されたと思うんですけども、まず、契約変更がなされたのか。そして、その財源はどのような形で確保されたのかということ。もし、審査をしてあれば、お願いをしたいと思います。

そして、2点目は、この工期なんですが、これで見えますと、この新築工事に係る工事が6か月です。そして、変更後を見えますと、14か月かかっているわけですが、約倍以上の日数を要しているんですけども、もし、これについて審査をされたならば、お答えを頂けてはと思います。

先に、その2点を。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、アスベストの件ですけども、全員協議会の中でも詳細な説明がありましたので、改めてここで申し上げることはないと思いますが、まず、アスベストの件につきましては、県からの施設の引渡し時点において、アスベストの含有はありませんという条件の下で引渡しを受けられているということがあって、事前調査をすることが必要ないという判断がなされております。

これは、その後に、現在のようなアスベスト関係の工事が必要という状態に陥ったわけで、この委員会の中における審査においては特段問題としてはおりません。

続きまして、契約変更とその財源ですけども、契約変更についての説明は、詳細な説明は受けておりません。

工期の延期につきましては、アスベスト関係のみならず、追加工事としてキャノピーの設置を予定されております。このキャノピーは、当初の計画では入っておったんですけども、委員御承知のとおり、不落の状態が発生したという状態がありました。そこで、設計の中身を再度見直し

たということで、その段階で、今回追加工事のあっているキャノピーの設置を落として事業費で落札されておるとい経過があります。

そういうことですから、アスベストの問題も確かに除去の工期、そしてキャノピーの設置工事等が追加になったということで、工期の延長と伺っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 2点については詳しく審査をしていないということでございますが、これが、一般的な考えからすると、今は9月議会ですから、この観点からすると、もう既に4月から石綿の調査、除去をされておるんですよね。そして、9月の間には、6月の議会もあるわけですし、その中において、このような説明がなされるべきなんですけども、その辺の委員会ではお話をされていないようにございますが、それが一般的ですし、そして、事前に変更はなされている、財源の内訳がなかなか分からないんですが、一般的には、工事をする前に、工事の契約変更をして、それからかかるわけですよね。

今回このような形で予算が計上されておるといことは、事前に契約もせずに財源の確保もできずに工事を着工しておるといふうな形になります。審査されていないということですから、それは一般的な考えですよ。

事前に分かるものは、事前に皆様に説明をできるように、これならば6月議会には、もう既に着工しているんですから、予算づけなしで着工している可能性もあるんですよ。そういうことがないように、6月議会が中にあるんだから、ぴしゃっと説明をして、これこれしかじかだといふうなことをしなければいけないと思いますよ。これはもう、委員長に言っても一緒ですけどね、ということです。

以上。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから3件について討論、採決を行います。

まず、議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告はいずれも可決であります。議案第62号、令和2年度

対馬市一般会計補正予算（第8号）は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、対馬市立博物館条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 陳情第2号

○議長（小川 廣康君） 日程第4、陳情第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） 総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました陳情第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、9月11日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、慎重に審査いたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになると予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を国に求める陳情の趣旨は、十分理解できるものであります。

採決の結果、陳情第2号は、賛成多数により採択すべきものを決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第5. 議案第80号

○議長（小川 廣康君） 日程第5、議案第80号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第80号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第9号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、去る9月2日から3日にかけて、また、6日から7日にかけて、本市に接近しました台風第9号及び第10号により発生した被害に対する災害復旧費の計上が主なものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,070万9,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359億8,744万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものものとさせていただきます。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表地方債補正」によることとし、その限度額を38億350万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税1億2,614万9,000円を追加しております。

15款国庫支出金は、漁港施設災害復旧事業負担金7,240万円の追加、文教施設災害復旧事業負担金1億5,756万円の計上でございます。

21款諸収入は、雑入3,100万円を計上しております。これは、台風により断線した有線テレビの光ケーブルに係る災害共済金を計上するものでございます。

22款市債は、災害復旧事業債4億3,360万円を追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

11款災害復旧費でございますが、1項農林水産施設災害復旧費に1億3,420万9,000円を、2項公共土木施設災害復旧費に1,385万円を、3項文教施設災害復旧費に2億4,056万5,000円を、14ページをお願いいたします、4項その他の災害復旧費に4億208万5,000円をそれぞれ追加しております。

なお、災害復旧費につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

また、14款予備費において、7月豪雨、今回の台風第9号・第10号と相次ぐ災害の発生により、その多くを応急措置費用などに充用しておりますので、今後の事故、災害発生等に備えまして、3,000万円を増額しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第80号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第9号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第81号

○議長（小川 廣康君） 日程第6、議案第81号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安徳君。

○中対馬振興部長（波田 安徳君） ただいま議題となりました議案第81号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

本議案は、長崎県が事業主体で整備を進めております貝鮎海岸老朽化対策工事に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋立ての必要性については、議案書6ページから8ページの埋立て必要理由書のとおりで、施設の老朽化に伴い、既設護岸の内部にコンクリートを詰め、前面は腹付けコンクリートにより補強し、護岸改良を行い、国土保全を図るとともに、地元の要請に応えようとするものでございます。

埋立面積は、議案書9ページの位置図、10ページの求積平面図の赤色で塗り潰している部分1,169.32平方メートルでございます。

なお、公有水面埋立法第3条第1項に基づき、埋立免許願書の縦覧期間が昨日の9月17日までとなっていることから、今回は追加議案に上程させていただきましたことを申し添えます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第81号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第82号

○議長（小川 廣康君） 日程第7、議案第82号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ただいま議題となりました議案第82号、工事請負契約の締結について、瀬漁港水産生産基盤整備工事（2工区）の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

追加議案書の11ページをお願いいたします。

本議案は、瀬漁港水産生産基盤整備工事（2工区）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、去る9月8日に19社による一般競争入札を実施した結果、対馬市巖原町下原407の1、株式会社榮建設、代表取締役木村一彦氏が、1億3,054万9,000円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した1億4,360万3,900円で、去る9月10日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、12ページを御覧ください。沖防波堤31.5メートル、消波工31.5メートルを施工するものでございます。

工事箇所につきましては、13ページから15ページの図面の赤色で着色した部分でございます。

なお、工期につきましては、令和3年3月末を予定いたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第82号、工事請負契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第83号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、議案第83号、財産取得契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） ただいま議題となりました議案第83号について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本議案は、財産取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本来、議会初日に上程し御審議頂くべきところではありますが、導入機器の選定につきまして、取扱業者、機器の性能など、本市の導入目的に沿った機器の市場調査に時間を要したことにより

まして、本日となりましたこととお詫びいたしますとともに、御理解をお願い申し上げます。

議案内容につきまして、追加議案書の17ページをお願いいたします。参考資料を18ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、世界的に問題となっております海岸漂着物対策について、環境省が定めるプラスチック資源循環戦略に適切で持続可能なリサイクルの推進を図るとたわれており、本市におきましても、対馬市海岸漂着物対策推進協議会において、処分費の削減はもとより、エネルギーなどの資源としてのリサイクル推進を図るため、新たなリサイクル機器導入の提言がなされ、それに基づきまして発泡スチロール減容機及びペレット製造機を対馬クリーンセンター中部中継所に設置するものでございます。

機器の選定に当たりまして調査を行いましたところ、北海道札幌市にございます株式会社エルコムが製造する機器以外に、今回導入目的の海岸に漂着するブイなどの大型発泡スチロールに対応できる機器がありませんでしたので、同社の機器を基本仕様とし、随意契約により、去る9月4日に見積り入札の結果、同株式会社エルコム代表取締役相馬督氏が、2,060万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した2,266万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を9月10日に締結いたしております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今部長のほうから説明があったんですけども、海岸漂着物の処理については、大変取組をしなきゃいけないということで、私も今まで一般質問で取り上げたり、あるいは委員会でもお尋ねしたこともありますけども、今回、発泡スチロールについて限定して処理をする機械を入れるということですが、まず確認したいのが、大型の発泡スチロールも処理できるということですけど、この大きさは、どれぐらいまで機械の中に入れることができるのかということが1点です。

それから、2点目は、今までの油化装置の例とか、あるいは今まで私どもが知り得る範囲で、発泡スチロールの減容化とか処理をする場合には、いわゆる付着物ですね、海岸に漂着しているものが多いから、付着物とか、あるいは土がついたり汚れがついていますよね。これの処理は、機械の中にもそのまま入れることができるのか。それとも、処理するには事前に付着物を洗い流すとか、あるいは今までの例でいくと、油化装置の場合なんかはそぎ落としてしまって、きれいになった分だけを処理していましたけど、その辺りの手順はどうなるのかというのが2点目で

す。

3点目は、これペレット化して活用するという事ですから、そこについては大変いいことだと思いますし、対馬市がこれから取り組もうとするSDGsの中にもそういうことが大きな柱になってくるように聞いていますけども、活用のめどと伺いますか、どのような場所でどのような活用ができるのかということを確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） 小島議員の質問にお答えいたします。

3点でございますけども、まず最初、大型の発泡スチロールの大きさはどのくらいかということでございますけども、50センチと聞いております。

次に、その油化装置が、発泡に付着物とか汚れがついていた場合にどのような処理を行うかということでございますけども、これは、機械の中に汚れたまま入れるということではできないようになっておまして、人力によりまして表面をそぎ落とすような形できれいにしてから機器に投入するという形でございます。

3番目の、ペレットの今後の活用でございますけども、農林水産部が、木質バイオマス導入の計画をしておりますので、そこら辺と調整をしながら、本ペレットを使ったボイラー等が対応できる施設等を検討していきたいと思っております。施設については、温泉施設、病院、老人ホームなどでまた検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） まず、1点目なんですけど、やっぱりこの大きさというのは、結構発泡スチロール、漂着したものの中には、いわゆるいかだ類の浮揚に使う、タンポと普通は呼ばれていますかね、あの大きいものが大多数を占めているし、あるいは、ほかにも結構発泡スチロールは大きいものを漂着物として集めているようにありますので、そういうことからすると、結構大きさもある程度切らないと入れないということが1点。

2番目の一番大きいことは、付着物の処理には結構手がかかっているみたいですね、今油化装置の場合も。そうすると、人的にこれ処理する場合に、どれぐらいの人数かかって処理してこの機械に入れるのかということがよく分かりません。

それから、活用について。これも一番大きな点なんですけど、今木質バイオマスを対馬市は進めようとしている中で、木質バイオマスと併用できるのか。併用できなくて、この発泡をペレット化したものだけを単独で使うなら、そのどこに使えるかというめどがないと、いわゆる活用ということになっていかないんで、ペレット化したのをどうするのか。埋めるのか。そういう辺りを

もっとはっきり分かりやすくした上で導入すべきじゃなかったのかなというふうに思います。

だから、いわゆる機械に入れるまでの手間がどれくらいかかるのかということと、それから活用についてのことを、もう少し説明をしてほしいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） 発泡を表面をきれいにするためにどれくらいの手間がかかるかということでございますけども、一応10月から、会計年度任用職員2人によりまして、その平成28年度分からの発泡を中部中継所のほうにストックしておりますので、まず導入に向けて、それをペレット化するというので、10月から2人を予定して、まずその過去3年分を整理したいと考えております。

農林水産部の木質バイオマス導入計画、そこら辺が、もう少し詰めた機器の購入をするべきではなかったかということでございますけども、この本機器の導入におきまして、まず協議会のほうからも提言がっておりますけども、処分費の削減ということがまずありまして、処分費が年間、現在残っている過去のもので2,270立米ございまして、その処分単価が8,800円ございまして、それで乗じまして1,997万6,000円、約2,000万円の処分費の削減ということもございまして、そこら辺も最初の目的でございますので、今後は、木質バイオマスボイラーの導入計画と協議をしていきながら、早急に導入する施設等を定めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 3回目ですので、質疑ですから3回で終わりますが、やはり今部長答弁いただいたんですけども、部長今年市民生活部に移られましたよね。それで、やはりその前の段階から、このことはずっと委員会とかでも取り上げられてきたし、今回やはり機器購入するに当たっては、この機器、私が聞いたところによると耐用年数は7年とかというふうに聞いています。

そういう中でこれを、人件費もいりますよね。今聞いたら、前処理の段階で人件費もかかるということです。やっぱりこれだけのことを動かすには、機器のその性能と、それからペレット化した後のそれを活用するという点についても、今の部長答弁では、私十分に納得できないところがあるんですけど。

そういうことからすると、やはりこれは、委員会に付託して慎重に審議すべき事項じゃなかったかと思います。

今、俵副市長がおられますけど、俵副市長が市民生活部長のときにも、このことは十分御存じだと思っておりますけど、その辺り、市全体として、農林水産部のその木質バイオマスとの関連もあ

りますから、十分に庁内で検討されたのかどうか、その辺り、副市長か市長か、よかったら御答弁いただけたらと思います。

○議長（小川 廣康君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） 当時、昨年度まで私市民生活部長をしていましたので、導入に当たっての方向性等を協議をしましていましたので、私のほうから話をしたいと思います。

まず、このペレット化の導入に当たっては、協議会がありまして、その中で全国的な見地を持ってある方等の意見を参考にしながら、ペレット化をしていこうということでまず決まって、その機種選定に当たっては、3台か4台見積もってもらって協議をする中で、この今該当しているペレットの機種についておおよその決定を見て、現地の視察を行って決定をしたという経緯でございます。

この前処理に当たっては、どうしても貝殻とか付着物等については、同時に処理するような施設、機械等はありませんでした。それで、どうしても前処理は必要だという認識のもと、ペレット化のその機械を導入したわけですが、どうしても人的な作業が必要だと。機械的なものではなかなかできないので、油化装置のときもそうでしたけども、人的に処理するしかない。人力でやっっていこうということで決定をしております。

利活用については、この専用の小型のバイオマスボイラーというか、そういったものも検討はしたんですけども、農林のほうは今現在木質バイオマスをやっていますので、そちらのほうと同じような進み方をしていたので、2つあるということはおかしいということで、そちらのほうと協議ができないか。進んでいるバイオマス木質ボイラーのほうと、うちのほうのこのペレットボイラーとの協議ができないかということで、協議を進めていたというところまでが昨年であります。

本年度話を聞いたときには、やはりその正式な農林水産部のほうの、今湯多里ランドに計画をしておりますが、その後温泉施設等の導入計画もあって、その中で導入ができれば、ペレットもバイオマスボイラーのほうがいいということであれば、そちらのほうの導入も考えているということで、農林水産部のほうとは協議を進めながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議員（5番 小島 徳重君） 議長、もう1回いいですか。

○議長（小川 廣康君） どうぞ。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今副市長からも御説明いただいたんですけど、やはり今から農林水産部とも活用については協議したりするという答弁があったんですけど、もろもろの今までの答弁聞いたときに、やはりこれは、本会議に直接かけるんじゃないかと、やはり委員会審議を経て、丁寧な分かりやすい説明をしていただいて、皆さんが納得できるような中で本会議に提案すべき

だったということを要望しておきます。

同じようなことが、このことについて基本的なことは私は賛成です。漂着物の処理について、これはもう対馬市にとっては永遠的な課題ですから、そういう意味では同意できるんですけど、やはり機器購入して人件費かけてやるという意味では、もっと慎重に取り扱うべきじゃなかったかということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 確認させてもらいたいんですけど、そのペレット化はいいんですけど、農林水産部長にお尋ねしたいんですけど、その木質バイオマスの運営する会社、市から手が離れておるわけですけども、ここら辺との協議をまだされていないような受け取り方をしたんですけど、まずそこを農林水産部長のほうから、どういったその相談、会社に対する申入れというか、そういったことはなされたかどうか確認したいと思います。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ペレット化の導入について農林水産部と協議がされたかということでございますが、今回、地元の会社ということで、エネルギーエージェンシーつしまという会社がESCO事業で実施するわけですけども、その導入に至るまで、木質バイオマスと併せてそのペレットを、その同じ木質バイオマスの中で燃焼できないかというような協議はしましたが、それは無理があるということで、湯多里ランドについては木質バイオマスでいきますと。

また、次の温泉施設についても、農林水産部としては木質バイオマスで考えておりまして、ペレット化については、農林水産部は農林水産部で木質バイオマス、ペレットのほうはペレットのほうで、別の施設の熱源にするように検討しているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） そこら辺の連携がもう少し必要かなという気はしますが、仮に、木質と発泡と全然違いますから、性質が。その化学製品を燃やすわけですから、例えば端的に考えたら中部中継所でも燃やしていますよね、小型の燃焼炉で。多分800度近く出ると思いますが、これは発泡を燃やしているわけです。時々行ってみるんですが、すごい燃焼炉の煙が出ています。性能そのものはちょっと分かりませんが、要するに黒い煙、石油製品ですから出るわけですね。

それを、その温泉施設の熱源として使おうというのは、相当な機械じゃないと対応が難しいかなと。2次燃焼が必要になりますよね、当然。発泡を燃やして、その煙をもう一度燃やすわけですから。そうすると、よく言われるCO₂との関係を少し懸念する部分があつて、民間会社としては投資経費が多額なものになっていくんじゃないかなと。だから、発泡は処理したとしても、

後々のランニングコストからするとなかなか難しい話かなという気がしております。

私は、それよりも、この契約は契約ですが、いつも言うように、海岸漂着物のありようについては、油化装置をもう少し性能のいいものがあれば、先にそれを導入して、発泡はこちらで処理すべきじゃないかと。塩分は含んでいる、砂等が含んでいる、貝殻が付着している。除去するには、これは粉碎して分別するしかないわけですから、そういった大型機械を逆に入れたほうが、この発泡については処理できるんじゃないかなと。

燃やすことと削ることだけ考えて今対応しているが、まず大型粉碎機を入れて重量による分別をして、発泡は発泡、そういったものは、砂とか貝殻とか付着物は別に分離できるという方法を考えられたほうが、今後いいんじゃないかという気はしております。

油化装置ももう耐用年数が来て、できた油の利用もできない。小型の燃焼施設についてももう耐用年数来て、メンテナンスをやっておられますが、これについてもそろそろ限界がある。

そういったことからすると、もっとトータル的な海岸漂着物の処理のありようを再度検討いただいて、前回も言いましたように、伊藤忠商事もおられるし、これを燃料としてじゃなくて資源として使う方法もあるわけですから、市全体として、そういう方向で検討された上でこれが必要だというなら分かりますが、どうも今までの機械の導入が端的に、ポイントポイントの話になっているんですね。

そら辺の今後の海岸漂着物の処理に関する考え方をどのようにお持ちかお伺いいたします。

それと、この建屋はいらぬんですか。今中部中継所に機械が入るような建屋はちょっと見当たらないような気がするんだけど、これは野外で十分対応できるのかどうか確認します。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） 長郷議員の質問にお答えいたします。

なぜ発泡スチロールのペレットなのか、今ある油化装置をすればいいんじゃないかというお話でございますが、この発泡スチロールブイの圧縮ペレット装置の導入に当たりましては、先ほど副市長も申しましたように、対馬市海岸漂着物対策推進協議会において平成30年度に4回ほど協議が行われまして、海岸漂着プラスチック類のリサイクル機器の種類等について議論、討論がされております。

3社によるプレゼンテーションがございまして、そのうちの1つの油化装置もございました。そして、あと2番目に、今言う発泡スチロールブイの圧縮ペレット装置。それから、3番目に漁網、ロープの破碎装置とボイラー装置と、この3点につきまして、その協議会のほうでいろいろ検討された結果、経済性、作業の容易性、利便性、今後の埋立て利用の削減、信頼性の5点の観点から、この発泡スチロールブイの圧縮ペレット化装置に決定されて、市に提言がなされたので、そちらのほうを採用させていただいております。

それと、施設を置く場所でございますけれども、今あります油化装置の空いたスペースに設置できるということを予定しております。

以上です。

○議員（3番 長郷 泰二君） いいです。

○議長（小川 廣康君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論、採決を行います。

議案第83号、財産取得契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時25分からいたします。

午前11時10分休憩

午前11時23分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第9. 議案第84号

○議長（小川 廣康君） 日程第9、議案第84号、財産の無償貸付についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま議題となりました議案第84号、財産の無償貸付についてにつきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

追加議案書19ページをお願いします。

次のとおり、建物及び土地を無償で貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付する財産でございますが、建物は、名称、旧対馬市立佐護小学校。所在、対馬市上県町佐護北里993番地。構造、鉄筋コンクリート2階建て。面積、1,738平米。

土地は、所在、対馬市上県町佐護北里995番地及び994番の一部。地目、学校用地。面積、1,952平米でございます。

無償貸付の相手方は、所在、対馬市上県町佐護北里767番地。名称、株式会社対馬地球大学で、無償貸付の期間は、令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間でございます。

旧佐護小学校校舎とその敷地を貸し付けるものでございますが、貸付者の決定に当たっては、公募の上、対馬市学校跡地利活用検討審査委員会での候補者審査の結果を踏まえまして決定いたしております。

その貸付料につきまして、提出された利活用計画から、無償貸付としたいと考えておりますが、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定には該当いたしませんので、地方自治法第96条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

無償とする理由でございますが、1点目が、貸付者は株式会社であり営利企業であるものの、取締役及び相談役は地域の住民のみであること。

2点目が、定款において、利益は株主への配当は行わず、地域へ還元すると規定している非営利型の株式会社であること。

3点目が、交流人口の拡大はもとより、地場産業の振興、地域の雇用創出、多世代交流の促進、健康づくりの推進と地域の活性化に寄与するものであること。

以上の3点によりまして、公共的団体である地域による利用とみなして無償の貸付とするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論、採決を行います。議案第84号、財産の無償貸付について討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第10. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（小川 廣康君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

決算審査特別委員会、3常任委員会において、審査中の事件であります認定第1号、令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの8件について、配付しておりますとおり継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。8件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議事運営の都合により、暫時休憩いたします。着席のまましばらくお待ちください。

午前11時29分休憩

.....
午前11時29分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

お諮りします。ただいま坂本充弘君外から発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（小川 廣康君） 追加日程第1、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地

方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） ただいま議題となりました発議第1号につきまして提案理由を説明いたします。

発議第1号、令和2年9月18日、対馬市議会議長小川廣康様、提出者、対馬市議会議員坂本充弘、賛成者、対馬市議会議員伊原徹、同じく長郷泰二。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは、意見書（案）を読み上げて提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度、地方財政対策及び地方税改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直

しは土地・家屋・償却資産を問わず断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月18日、長崎県対馬市議会。提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、内閣官房長官様、総務大臣様、財務大臣様、経済産業大臣様、経済再生担当大臣様、まち・ひと・しごと創生担当大臣様。

以上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定いたしました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 第3回対馬市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

台風第9号に続き、9月6日から翌7日にかけて襲来した台風第10号は、特別警報級の勢力で接近するとの情報から、今まで避難されたことのない市民の方も早めに避難行動を取られ、市内52か所に設置した避難所には、コロナ禍の中、過去最大となる777世帯、1,500人の方々が避難されました。

その際、避難所の運営において浮き彫りとなった課題もあり、運営体制についての検証のため、当日の避難所運営に従事した職員の出席を求め、9月16日に庁内防災担当者会議を開催いたしました。

会議では、各担当から、対応状況や問題点、避難所における備品確保及び改善点等の報告と意見交換を行い、今後の避難所運営について情報を共有したところでございます。

また、台風第9号及び第10号の暴風の影響により、CATVの光ファイバーの断線や設備機器の障害が市内広範囲にわたり発生しており、復旧作業も思うように進まず、障害が発生した地域の皆様には御不便をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

障害発生件数491件に対し、本日現在、一部の仮復旧を除けば、復旧未了を15件残しておりますが、台風通過後、指定管理者において休日返上で復旧作業に全力で取り組んでおりますので、もうしばらくお時間をいただくことを御了承願います。

また、台風第9号及び第10号の影響は市内各地に及び、多くの被害が発生しているところでございます。

このような状況から、復旧に係る支援をお願いするため、本市としては初めて、ふるさと納税制度における災害復旧支援寄付金サイトをふるさとチョイス等に開設いたしました。頂いた寄付金の使途といたしましては、災害廃棄物の処理や復旧事業の一部として活用する予定としておりますので、議員の皆様におかれましては、災害復旧に係る寄付の御相談等がございましたら、本制度につきまして御紹介方をよろしくお願いいたします。

次に、職員人事についてでございます。

文化交流・自然共生課の町田一仁主幹を、10月1日付人事異動により、対馬博物館長に任命いたします。町田主幹は、中央大学文学部史学科卒業後、昭和54年下関市役所に奉職し、下関市立長府博物館長、下関市立考古博物館長、文化財保護課長、教育部次長を歴任し、定年退職後は、下関市立歴史博物館長を経て、平成31年4月から対馬市職員として主に朝鮮通信使縁地連絡協議会ユネスコ連絡部会に関する業務を担当しております。

朝鮮通信使に関する著作や論稿も多く、朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本学術委員会副委員長として、「朝鮮通信使に関する記録」のユネスコ世界記憶遺産登録に御尽力いただいたことは記憶に新しいところでございます。

また、長年にわたる博物館運営の経験とノウハウ、そしてその人脈や朝鮮通信使研究の第一人

者としての実績は初代対馬博物館長の任にふさわしく、その手腕を大いに発揮していただけることを確信しております。

本定例会におきましては、9月8日から11日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案について御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、対馬市におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の予算が整い、対馬市の経済行為を継続するため、感染症対策事業を実施されている真ただ中で、御苦労されていることと察します。

新型コロナウイルスの収束は見えない状況であり、新型コロナ感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、警戒を継続しつつ、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等を活用し、新しい生活様式を取り入れた社会経済活動を力強く推進していくことが必要かと思われま

す。

新型コロナウイルスとの共生が求められるこれからの社会において、議会、行政が知恵を出し合い、市民の暮らしの安心・安全確保、市民生活の支援、地域産業への支援・活性化に向け、スクラムを組み、新型コロナウイルスという見えない敵に立ち向かっていこうではありませんか。

次に、令和2年第3回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下市幹部の方々の御協力に対し心からお礼を申し上げます。

審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待をいたします。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これもちまして、令和2年第3回対馬市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小川 廣康

署名議員 小島 徳重

署名議員 吉見 優子

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員